

令和6年度 北海道大学理学研究院博士後期課程奨学生募集要領

1. 目的

理学研究院に所属する教員を主任指導教員とする博士後期課程学生に対する経済的な支援を必要とする者に奨学生を給付し、学生の教育・研究環境の充実を図ることを目的とする。

2. 奨学生の種類

本奨学生は、返済義務のない給付型の奨学生とする。

3. 給付期間

- ・奨学生の給付期間は、当該会計年度内とする。ただし、休学期間等を含めた3年間の修業年限内に限り、毎年度更新することができる。
- ・給付の更新ができる期間には「北海道大学大学院理学研究院に所属する教員を主任指導教員とする博士後期課程学生に対する奨学生給付要項」第4条第2項により奨学生を受給できない期間を含めるものとする。
- ・社会経済の状況その他の事情の変化によっては、奨学生を継続して支給できない場合がある。

4. 給付金額と給付時期

- ・給付金額：奨学生が各期に納付すべき授業料相当額（当該期授業料額から当該期授業料減免額を減じた額）
最長3年間（休学期間を含む）
- ・給付時期：第1学期は8月頃、第2学期は1月頃を予定。
ただし、令和5年10月入学者の令和5年度第2学期分（入学学期分）の奨学生は、令和6年度1学期分と合わせて、令和6年8月頃に給付する。

5. 募集人数

令和5年10月入学者と令和6年4月入学者合わせて、9名程度

6. 申請資格

- ・本奨学生に申請できる者は、理学研究院に所属する教員を主任指導教員とする、次の(1)から(3)に掲げる要件を全て満たしている理学院、総合化学院、生命科学院、医理工学院及び情報科学院の博士後期課程学生。
 - (1) 令和5年10月又は令和6年4月に入学する者のうち外国人留学生以外の者
 - (2) 以下の授業料減免申請を行っている者
 - ・令和5年10月入学者；令和5年度第2学期授業料減免申請及び令和6年度第1学期授業料減免申請
 - ・令和6年4月入学者；令和6年度第1学期授業料減免申請
 - (3) 申請時点で独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度に申請を行っている者
- ・特別な事由により(2)又は(3)の要件を満たさない場合は、それぞれについて詳細な理由書を提出することにより申請することができる。
- ・奨学生採用時点※で「北海道大学大学院理学研究院に所属する教員を主任指導教員とする博士後期課程学生に対する奨学生給付要項」第4条第1項のいずれかに該当する者は申請できない。なお、奨学生に採用された者が在学中に同項のいずれかに該当することとなつた場合は、奨学生の給付を停止または終了する。

※令和5年10月入学者=令和5年10月1日時点

令和6年4月入学者=令和6年4月1日時点

7. 申請書類

- ① 申請書（様式1）
- ② 申請資格(2)又は(3)の要件を満たさない場合の理由書（該当者のみ）（様式2）

- ③ 北海道大学理学研究院博士後期課程奨学生推薦書（様式3）※
※ 様式3は、申請者が予定主任指導教員へ作成を依頼すること。様式3のワードファイルは、必ず申請者が当該教員へ渡すこと。
- ※ 予定主任指導教員が作成した様式3は、当該教員が直接大学院教育担当へ提出するよう依頼すること。また、依頼する際、当該教員へ必ず下記事項を伝えること。
・提出期間、提出方法、提出先：「8. 申請期間等」に同じ
・提出の際の留意事項：
① メールの件名「【DC 奨学生推薦書】〇〇〇〇」（「〇〇〇〇」は申請者の氏名を記入）
② 提出期限厳守
- ※ 様式3の提出期限は、申請者の提出期限と同じなので、十分に余裕を持って依頼すること。
- ※ 様式3は、予定主任指導教員から直接提出されたもののみ受理する。申請者を経由しての提出はいかなる理由があっても認めない。
- ・①～③のほか、奨学生に採用された者は、速やかに「旅費・謝金等の口座振込申出書」と「奨学生振込口座の通帳のコピー（表紙及び1ページ目見開き）」を提出すること。
詳細は、選考結果通知時に連絡する。

8. 申請期間等

- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～3月8日（金）24:00【申請期間厳守】
- ・提出方法：申請は、Eメールのみで受け付ける。
- ・提出先：北海道大学理学・生命科学事務部事務課 大学院教育担当（TEL011-706-3676）
r-gakuin@sci.hokudai.ac.jp
- ・提出の際の留意事項：
 - ① メールの件名は以下のとおりとすること。件名に不備がある場合は受理しない。
【DC 奨学生申請】〇〇〇〇（「〇〇〇〇」は氏名を記入）
 - ② 申請期間内に到着したもの以外は受理しないので、期間を厳守すること。
 - ③ 申請受理日の翌日から3日以内（土日は除く）に受理確認のメールを返信するので、申請期間内に提出したにも関わらず連絡がない場合は、提出先へ問い合わせること。
 - ④ 申請書類は、それぞれに以下のパスワードを掛けたうえで提出すること。
Rigakur604

9. 選考方法

理学研究院に設置する選考委員会において書類選考を行う。

10. 選考結果

- ・理学研究院長より本人宛に通知する。
- ・選考結果の通知時期は、令和6年3月下旬を予定。
- ・選考結果については、採否のみを通知することとする。

11. 報告書の提出

奨学生は、奨学生を受給した年度の終了後速やかに、学修及び研究の進捗状況並びに成果等について、所定の報告書により、理学研究院長に報告すること。

12. 奨学生の更新、奨学生給付の停止及び終了

奨学生の更新、奨学生給付の停止及び終了については「北海道大学大学院理学研究院に所属する教員を主任指導教員とする博士後期課程学生に対する奨学生給付要項」の定めるところにより、選考委員会が決定する。

奨学生更新対象者

- ・入学後、休学期間を含め在籍した期間が3年以内の者
- ・奨学金受給年度の各学期の授業料減免申請を行っている者
- ・奨学金受給年度の独立行政法人日本学術振興会特別研究員制度に申請を行っている者
- ・奨学金受給年度末に学修及び研究の進捗状況並びに成果等について、所定の報告書を提出した者

13. 個人情報の取扱い

提出書類に記入された個人情報はこの奨学生の選考にのみ利用し、その他の目的には使用しない。

14. その他

理学研究院長は、次に掲げる事由により、奨学金の給付を停止した場合、又は奨学金の不適正な使用が認められた場合には、奨学生に奨学金の一部又は全部を返還させるものとする。

- ・本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき
- ・奨学金の申請書に虚偽の記載があったとき
- ・「報告書」の提出がないとき

[本件に関する問合せ先]

北海道大学理学・生命科学事務部事務課
大学院教育担当
011-706-3676
E-mail : r-gakuin@sci.hokudai.ac.jp

〈下線部は、奨学生の更新、奨学金給付の停止及び終了に関する重要な事項につき、特に留意すること。〉

【参考】北海道大学大学院理学研究院に所属する教員を主任指導教員とする博士後期課程学生に対する奨学金給付要項

令和2年7月9日決定
令和3年10月14日一部改正
理学研究院代議員会議

(目的)

第1条 この要項は、理学研究院に所属する教員を主任指導教員とする博士後期課程学生に対する経済的支援及び学生の教育・研究環境の充実を図ることを目的として給付する奨学金について必要な事項を定めるものとする。

(奨学金)

第2条 本奨学金は、返済義務のない給付型の奨学金とする。

2 本要項に定める奨学金を受給する者を北海道大学理学研究院博士後期課程奨学金奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

(申請資格)

第3条 奨学生に申請できる者は、理学研究院に所属する教員を主任指導教員とする、次の第1号から第3号に掲げる要件を満たし、かつ、第4号又は第5号のいずれかに該当する別表に掲げる学院の博士後期課程学生とする。

- (1) 入学後、休学期間を含め在籍した期間が3年以内の者のうち外国人留学生以外の者
- (2) 受給予定学期の授業料減免申請を行っている者
- (3) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度に申請を行っている者
- (4) 受給予定年度の4月時点で1年次に在学する者（博士後期課程10月及び4月入学選抜試験の合格者）
- (5) 受給予定年度の4月時点で博士後期課程2年次及び3年次に在学する者

2 前項の規定にかかわらず、特別な事由により同項第2号の要件を満たさない場合は詳細な理由書を、同項第3号の要件を満たさない場合は詳細な理由書及び所定の研究計画調書を提出することで、申請資格を得ることができるものとする。

3 第1項第5号に定める者にあっては、追加募集を行う場合に限り、申請できるものとする。

(申請及び受給の制限)

第4条 次に掲げる者は、奨学金を申請することができない。

- (1) 会社等から給与を支給されている社会人（有職者）である者（本学ドクトラル・リサーチャーを含む）
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業に採用されている者
- (3) 北海道大学アントラジア博士人材フェローシップ事業に採用されている者
- (4) 北海道大学次世代研究者挑戦的研究プログラム事業に採用されている者
- (5) 休学中の者
- (6) その他のフェローシップ等で第2号から第4号と同等の助成を受けていると認められる者 2 奨学生が前項の規定に該当することとなった場合は、当該期間奨学金を受給することができない。

(給付人数)

第5条 本奨学金の給付人数は、年度ごとに各学年9名程度とする。ただし、当該年度の予算の都合により変更することがある。

(給付額等)

第6条 各学期の本奨学金給付額は、当該奨学生が納付すべき授業料相当額（当該期授業料額から当該期授業料減免額を減じた額）とする。

2 本奨学金の給付の時期は、原則次に掲げるとおりとする。ただし、10月入学者の初回給付の時期は、原則翌年度の8月頃とする。

- (1) 第1学期：8月頃
- (2) 第2学期：1月頃

(申請及び選考)

第7条 奨学金の給付を受けようとする学生は、当該年度の募集通知による期日までに、次の申請書類を理学研究院長に提出するものとする。

- (1) 申請書
- (2) 旅費・謝金等の口座振込申出書
- (3) 奨学金振込口座の通帳のコピー

- 2 給付者の選考は、理学研究院長が設置する選考委員会で行う。
- 3 選考委員会は、選考を行ったときは、その結果を理学研究院長に報告するものとする。
- 4 理学研究院長は、前項による結果を申請者に通知する。

(給付期間)

- 第8条 奨学生の給付期間は、当該会計年度内とする。ただし、休学期間を含めた3年間の修業年限内に限り、毎年度更新することができる。
- 2 前項ただし書の給付期間の更新に当たっては、選考委員会により、更新の可否を決定するものとする。
 - 3 第1項ただし書の規定により更新できる期間は、第4条第2項により奨学生を受給できない期間を含めるものとする。
 - 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、社会経済の状況その他の事情の変化によっては、奨学生を継続して給付できない場合がある。

(給付期間更新の要件)

- 第9条 前条に規定する奨学生の給付期間の更新に当たっては、第3条第1項第2号及び第3号の要件を満たさなければならない。

(報告書の提出)

- 第10条 奨学生は、奨学生を受給した年度の終了後速やかに、学修及び研究の進捗状況並びに成果等について、所定の報告書により、理学研究院長に報告しなければならない。

(奨学生の停止)

- 第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、奨学生の給付を停止または終了する。ただし、給付停止の事由が休学による場合には、復学後に奨学生の給付を再開することができる。

- (1) 休学したとき
- (2) 退学又は修了したとき
- (3) 学業成績が著しく不良であると認められたとき
- (4) 本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき
- (5) 奨学生の申請書に虚偽の記載があったとき
- (6) 前条に規定する報告書の提出がないとき
- (7) 就職したとき（本学ドクトラル・リサーチャーを含む）
- (8) その他奨学生として相応しくないと認められたとき

(奨学生の返還)

- 第12条 理学研究院長は、前条第4号から第6号までに掲げる事由により、奨学生の給付を停止した場合、又は奨学生の不適正な使用が認められた場合には、奨学生に奨学生の一部又は全部を返還させるものとする。

(雑則)

- 第13条 この要項に定めるもののほか、奨学生の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年7月9日から実施する。
- 2 北海道大学大学院理学研究院大学院学生支援金給付要項（平成23年7月7日理学研究院代議員会議決定）は廃止する。

附 則

この要項は、令和3年10月14日から実施する。

別表（第3条関係）

学院の名称
理学院
総合化学学院
生命科学院
医理工学院
情報科学院